

平成19年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 5 0 号

平成20年10月27日

志摩市長 竹内 千尋 様

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 中村 八郎

平成19年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成19年度志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

凡 例

- 1 . 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。

- 2 . 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

“ - ” …… マイナス (-)、減少、低下

“ - ” …… 該当数値なし、算出不能なもの

“ 0.0% ” …… 0 または単位未満のもの

平成19年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成19年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成19年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成19年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成19年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

平成20年10月7日から平成20年10月24日

3. 審査の実施場所

監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成19年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 2,943,000 円に対し、歳入決算額 2,947,312 円で歳出決算額は 2,500,527 円となり、歳入歳出差引額は 446,785 円となった。

南張財産区は予算現額 22,500,000 円に対し、歳入決算額 22,500,036 円で歳出決算額は 22,230,591 円となり、歳入歳出差引額は 269,445 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 3,941,000 円に対し、歳入決算額 3,945,855 円で歳出決算額は 3,742,466 円となり、歳入歳出差引額は 203,389 円となった。

迫子財産区は予算現額 3,318,000 円に対し、歳入決算額 3,316,910 円で歳出決算額は 2,842,471 円となり、歳入歳出差引額は 474,439 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B / A)	歳出決算額 (D)	執行率 (D / A)	歳入歳出差引額 (B - D)
浜 島	2,943,000	2,947,312	100.1	2,500,527	85.0	446,785
南 張	22,500,000	22,500,036	100.0	22,230,591	98.8	269,445
塩 屋	3,941,000	3,945,855	100.1	3,742,466	95.0	203,389
迫 子	3,318,000	3,316,910	100.0	2,842,471	85.7	474,439

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
19	2,943,000	32,432,389	2,947,312	0	29,485,077	100.1	9.1
18	4,390,000	30,687,460	4,221,883	0	26,465,577	96.2	13.8
差引増減	1,447,000	1,744,929	1,274,571	0	3,019,500		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,717,140	58.3	1,478,756	35.0	238,384	16.1
繰越金	1,022,672	34.7	1,333,127	31.6	310,455	23.3
諸収入	7,500	0.3	10,000	0.2	2,500	0.25
繰入金	200,000	6.8	1,400,000	33.2	1,200,000	85.7
歳入合計	2,947,312	100.0	4,221,883	100.0	1,274,571	30.2

浜島財産区の主な歳入は、財産収入と繰越金となっている。

その状況については、予算現額 2,943,000 円に対し収入済額は 2,947,312 円となり、収入率は 100.1%で 4,312 円の増となっている。しかし、基金からの繰入金の減少により、前年度の収入済額と比較すると、1,274,571 円(30.2%)の減となっている。

また、調定額 32,432,389 円に対する収入率は 9.1%となり、収入未済額は 29,485,077 円となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
19	22,500,000	22,500,036	22,500,036	0	0	100.0	100.0
18	642,000	983,550	983,550	0	0	153.2	100.0
差引増減	21,858,000	21,516,486	21,516,486	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	19,900,470	88.4	112,070	11.4	19,788,400	17,657.2
繰越金	435,066	1.9	461,480	46.9	26,414	5.7
諸収入	7,500	0.0	10,000	1.0	2,500	0.25
繰入金	2,157,000	9.6	400,000	40.7	1,757,000	439.3
歳入合計	22,500,036	100.0	983,550	100.0	21,516,486	2,187.6

南張財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 22,500,000 円に対し収入済額は 22,500,036 円となり、収入率は 100.0%で 36 円の増となっている。南張小学校跡地を売却したことによる、土地売払収入の増加により、前年度の収入済額と比較すると、21,516,486 円(2,187.6%)の増となっている。

また、調定額 22,500,036 円に対する収入率は 100.0%となっている。

3) 塩屋財産区

単位：円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
19	3,941,000	3,945,855	3,945,855	0	0	100.1	100.0
18	3,401,000	2,752,596	2,752,596	0	0	80.9	100.0
差引増減	540,000	1,193,259	1,193,259	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位：円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,133,319	28.7	39,555	1.4	1,093,764	2,765.2
繰越金	90,036	2.3	203,041	7.4	113,005	55.7
諸収入	7,500	0.2	10,000	0.4	2,500	0.25
繰入金	2,715,000	68.8	2,500,000	90.8	215,000	8.6
歳入合計	3,945,855	100.0	2,752,596	100.0	1,193,259	43.4

塩屋財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,941,000 円に対し収入済額は 3,945,855 円となり、収入率は 100.1%で 4,855 円の増となっている。県道用地に売却したことにより、土地売払収入 762,319 円が増えたこと、また、基金からの繰入金も 215,000 円の増となっており、前年度の収入済額と比較すると 1,193,259 円(43.4%)の増となっている。

また、調定額 3,945,855 円に対する収入率は 100.0%となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
19	3,318,000	3,316,910	3,316,910	0	0	100.0	100.0
18	22,502,000	22,277,003	22,277,003	0	0	99.0	100.0
差引増減	19,184,000	18,960,093	18,960,093	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	2,108,800	63.6	3,146,819	14.1	1,038,019	33.0
繰越金	800,610	24.1	264,184	1.2	536,426	203.1
諸収入	7,500	0.2	10,000	0.0	2,500	0.25
繰入金	400,000	12.1	18,856,000	84.6	18,456,000	97.9
歳入合計	3,316,910	100.0	22,277,003	100.0	18,960,093	85.1

迫子財産区の主な歳入は、財産収入となっている。

その状況については、予算現額 3,318,000 円に対し収入済額は 3,316,910 円となり、収入率は 100.0%で 1,090 円の減となっている。基金積立金利子は増であったものの、財産収入及び基金からの繰入金の減により、前年度の収入済額と比較すると、18,960,093 円(85.1%)の減となっている。

また、調定額 3,316,910 円に対する収入率は 100.0%となっている。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

別表 3

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
19	2,943,000	2,500,527	0	442,473	85.0
18	4,390,000	3,199,211	0	1,190,789	72.9
差引増減	1,447,000	698,684	0	748,316	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,382,661	55.3	1,584,135	49.5	201,474	12.7
総務費	1,037,866	41.5	1,535,076	48.0	497,210	32.4
諸支出金	80,000	3.2	80,000	2.5	0	
予備費	0		0		0	
歳出合計	2,500,527	100.0	3,199,211	100.0	698,684	21.8

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,943,000 円に対し支出済額は 2,500,527 円で、執行率は 85.0%となっている。

研修旅費や総務費の除草委託料が減ったことなどにより、前年度の支出済額と比較すると、698,684 円(21.8%)の減となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
19	22,500,000	22,230,591	0	269,409	98.8
18	642,000	548,484	0	93,516	85.4
差引増減	21,858,000	21,682,107	0	175,893	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	414,097	1.9	379,832	69.3	34,265	9.0
総務費	19,951,126	89.7	101,652	18.5	19,849,474	19,526.9
諸支出金	1,865,368	8.4	67,000	12.2	1,798,368	2,684.1
予備費	0		0		0	
歳出合計	22,230,591	100.0	548,484	100.0	21,682,107	3,953.1

南張財産区の主な歳出は総務費と諸支出金となっている。

その状況については、予算現額 22,500,000 円に対し支出済額は 22,230,591 円で、執行率は 98.8%となっている。

南張小学校跡地の売買に係る所有権移転登記等委託料や基金積立金が増えたことで、前年度の支出済額と比較すると、21,682,107 円(3,953.1%)の増となっている。

3) 塩屋財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
19	3,941,000	3,742,466	0	198,534	95.0
18	3,401,000	2,662,560	0	738,440	78.3
差引増減	540,000	1,079,906	0	539,906	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	868,075	23.2	961,136	36.1	93,061	9.7
総 務 費	2,808,391	75.0	416,908	15.7	2,391,483	573.6
諸支出金	66,000	1.8	1,284,516	48.2	1,218,516	94.9
予 備 費	0		0		0	
歳出合計	3,742,466	100.0	2,662,560	100.0	1,079,906	40.6

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,941,000 円に対し支出済額は 3,742,466 円で、執行率は 95.0%となっている。

総務費の財産管理委託料や基金積立金が増えたものの、諸支出金では大きく減となっている。前年度の支出済額と比較すると、合計では 1,079,906 円(40.6%)の増となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
19	3,318,000	2,842,471	0	475,529	85.7
18	22,502,000	21,476,393	0	1,025,607	95.4
差引増減	19,184,000	18,633,922	0	550,078	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	19年度		18年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,178,757	41.5	1,745,919	8.1	567,162	32.5
総 務 費	1,576,714	55.5	2,787,474	13.0	1,210,760	43.4
諸支出金	87,000	3.1	16,943,000	78.9	16,856,000	99.5
予 備 費	0		0		0	
歳出合計	2,842,471	100.0	21,476,393	100.0	18,633,922	86.8

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 3,318,000 円に対し支出済額は 2,842,471 円で、執行率は 85.7%となっている。

研修旅費や諸支出金の市道拡幅改良工事負担金が大きく減ったことなどから、前年度の支出済額と比較すると 18,633,922 円(86.8%)の減となっている。

7. 財産の状況

各財産区の平成19年度における財産の状況は次のとおりである。

(1) 土地

単位：m²

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,028,580	319,635	1,978,936	3,537,564
当年度増減額	0	2,457	192	0	2,649
当年度末残高	210,413	1,026,123	319,443	1,978,936	3,534,915

(2) 建 物

単位：m²

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
当年度増減額	0	0	0	0	0
当年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基 金

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	79,726,000	35,321,000	108,840,000	294,822,000	518,709,000
当年度増減額	58,140	17,640,500	1,581,681	1,051,000	17,167,959
当年度末残高	79,784,140	52,961,500	107,258,319	295,873,000	535,876,959

浜島財産区については、保有株式 3.52 株 176,000 円を含む。

む す び

以上が平成19年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

歳入では、以前から指摘しているとおり、浜島財産区の土地の貸付並びに貸付収入の未済額については、法令や規則に照らし合わせ、消滅時効による不納欠損処理を適正に行うとともに、地上権設定の解除により今後未済額が増えないための対策を早急に講じられることを引き続き強く要望する。

歳出では、食糧費や研修旅費について、これまでの慣例で行われてきた事業等についても再度目的・内容等を十分検討し、さらに財産区の振興と住民の福祉向上が図られるよう引き続き努められたい。特に研修については、本来の財産区の目的に沿った研修の実施に努められたい。

各財産区の運営状況にはかなり差異があるが、県内及び他県の財産区と情報交換などを行うとともに、地縁団体への移行も含め、財産区運営や議員定数等の見直しを引き続き検討されたい。

今後も、財産の管理・処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に十分配慮されると共に、その趣旨である地域住民の福祉増進の達成に向けて、常に事業内容に留意されるよう強く要望する。